

## 大和郡山病院 病児保育園「のびのび」運営規程

### (目 的)

第1条 この規程は、共働き世帯や母子・父子家庭など(以下「家庭」という。)で乳幼児や児童(以下「利用児」という。)が、急な病気を発症し、入院治療が不要で、当面症状の急変は認められないかつ集団保育の利用も困難な状態において家庭での病気介護ができない場合、当保育園にて保育と看護を行い、就労と子育ての両立支援の援助を行い利用児の健全育成と健康な家庭生活を守ることを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 病児保育園 のびのび(以下「保育園」とする。)は、利用児の健康に配慮しつつ常に適切な措置を行う。
- 2 保育園は、利用児及び家庭(以下「利用者」という。)の立場に立った支援の提供に努めるものとする。
  - 3 保育園は、自らその提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - 4 保育園の従業者は、支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

### (保育園の名称等)

第3条 保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 大和郡山病院 病児保育園 のびのび  
所在地 奈良県大和郡山市朝日町1番62号

### (職員の職種、職務の内容)

第4条 勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおり。

- (1) 管理者(兼 務) 1人(大和郡山病院 院長)
- (2) 看護師(兼 務) 1人
- (3) 保育士(常 勤) 利用児3人に1人 食事の介助、日中活動援助
- (4) 事務員(兼 務) 1人(大和郡山病院総務企画課)

### (開園日及び開園時間)

第5条 開園時間及び開園日は次のとおりとする。

但し、大和郡山病院院長が必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 開園日 月曜日から金曜日
- (2) 開園時間 月曜日から金曜日  
午前8時30分から午後5時30分  
(延長は午後5時30分から午後6時00分まで)  
(受付時間午前8時00分から午前12時00分)
- (3) 休園日  
土曜日、日曜日、祝祭日、  
年末年始(12月29日から1月3日まで)

(利用の対象者)

第6条 対象者は大和郡山市及び大和郡山市との協定市町村在住者で、次の者のうち保育園利用登録された者とする。

- (1) 乳幼児(6ヶ月以上)
  - (2) 小学生(6年生まで)
  - (3) その他、大和郡山病院院長が認めた者
- 2 病児保育園利用登録については、大和郡山市病児保育事業実施要綱第6条第1号様式(以下「登録書」という。)を利用する。
  - 3 利用登録については、原則年度更新とする。
  - 4 病児保育園利用申請については、病児保育利用申請書(大和郡山市病児保育事業実施要綱第6条第2号様式に準ずる。(以下「利用申請書」という。))を病児保育園に提出する。

(利用定員)

第7条 利用児の定員は3人とする。

(保育園の支援内容)

第8条 保育園の支援項目は次のとおりとする。

- (1) 育児の支援
- (2) 健康管理の援助
- (3) 食事の介助
- (4) 急病等緊急時の対応

(利用料等)

第9条 保育園の基本利用料金は、一回2,000円とする。

- 2 延長は午後5時30分から午後6時00分まで。利用料金は500円と

- する。
- 3 前項のほか、提供される便宜のうち、支援において必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
  - 4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。
  - 5 第3項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、利用者に対し支援の内容及び利用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
  - 6 生活保護世帯、非課税世帯及び多子世帯等に助成を行っている市町村在住者については、それを受けすることができる。

(利用にあたっての遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げるきまりを守ること。

- (1) 保育園利用中は、運営規程、管理者及び職員の指示に従うこと。
- (2) 保育園利用にあたっては、保育園と密接な連絡体制をとること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 利用児について、病状や容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、大和郡山病院医師に連絡を行い必要な指示を仰ぐ。

(非常災害対策)

第12条 独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院災害対策規定に準ずる。

(書面の交付)

第13条 利用申込者に対して、運営規程、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

(支援提供の記録)

第14条 保育園を利用した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第15条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修 年1回以上

(衛生管理)

第16条 利用児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を実施し感染症の予防に関しても必要な措置の実施するよう努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第17条 保育園の見やすい場所に、運営規程及びその他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第18条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の条件とする。

(利用者の権利に関する事項)

第19条 保育園は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する。

(苦情解決)

第20条 保育園に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置を行う。

(損害賠償)

第21条 保育園利用により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、大和郡山病院、従業者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。